

# 大阪市住吉区役所青色防犯パトロール用自動車整備運行管理要綱

## 1 目的

本要綱は、市民との協働において安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するにあたり、市民ともっとも身近な区役所にパトロール用自動車を配備し、職員による青色防犯パトロールを開始するにあたり、当該車両の安全かつ効率的な運用を図ることを目的とする。

## 2 基本則

職員が青色防犯パトロール用自動車を運行するにあたっては、道路交通法等関係法令を遵守し、安全かつ効率的な業務執行に努めるものとする。

## 3 青色防犯パトロールにかかる安全運転管理者、整備管理者及びパトロール運転従事者

- (1) 安全かつ円滑に車両を整備・運行管理し、青色防犯パトロール業務の安全かつ円滑な業務執行を確保するため区役所に安全運転管理者を置き、地域課長がその任にあたるものとする。
- (2) 日常の車両管理を行うため整備管理者を設置し、安全運転管理者が指名する者がその任にあたるものとする。
- (3) 青色防犯パトロール車両の運転を行う職員をパトロール運転従事者とし、地域安全防犯業務に従事する職員がその任にあたるものとする。

## 4 安全運転管理者の業務

安全運転管理者は次の業務を行う。

- (1)パトロール運転従事者の登録及び取消
- (2)パトロール運転従事者の運転資格調査
- (3)パトロール運転従事者の安全運転指導
- (4)パトロール運転従事者の交通事故処理
- (5)車両の運行管理
- (6)運行記録簿兼業務(外勤)報告書(以下、「運行記録簿」という。)の承認  
パトロール運転従事者が運転する前における、健康チェック、運転免許携行・有効期限の確認、運転する前・運転した後の飲酒の有無を国家公安委員会が定めるアルコール検知器により確認
- (7)安全管理者(代行)の指名
- (8)整備管理者の指名
- (9)その他必要な業務

## 5 整備管理者の業務

整備管理者は次の業務を行う。

- (1)日々運行前の車両点検の確認
- (2)日々運行後の車両点検整備の確認
- (3)運行記録簿の確認
- (4)その他必要な業務

## 6 パトロール運転従事者の義務

- (1)運転業務従事時には、車両の運行管理に必要な事項を、パトロール運転従事者は安全運転管理者へ報告しなければならない。
- (2)道路交通法、その他関係法令を遵守し、常に安全運転を第1に心がけ、事故の防止に努めなければならない。
- (3)万一事故等が発生した場合は、直ちに、パトロール運転従事者は安全運転管理者へ報告し、適切な措置を講じなければならない。
- (4)パトロール運転従事者は、運転免許の停止又は取消の処分を受けた場合、速やかに安全運転管理者へ報告しなければならない。
- (5)パトロール運転従事者は、運転作業終了時には備付の運行記録簿に従事者名、従事日時、運転前・後の距離数、その他特記事項を記入し、整備管理者の確認を受け、安全運転管理者の承認を受けなければならない。

## 7 運行記録簿及び鍵の管理

安全運転管理者は運行記録簿及び車鍵を適切に管理しなければならない。

## 8 充電及び給油管理

安全運転管理者は電気車両については、電気充電使用量、ガソリン車両については、ガソリン使用量を適切に管理しなければならない。

## 9 その他

この要綱に定めるもののほか、適切な車両の運行、整備及び運用に係る必要な事項は区長が定める。

### 施行期日

この要綱は平成23年9月1日より施行する。

### 附則

この要綱は令和4年4月1日より施行する。

パトロール運転従事者名簿

	所 属 課 及 び 役 職	氏 名	運 転 免 許 証			実 施 者 証
			交 付 年 月 日	番 号	有 效 期 限	
安全運転管理者						
安全運転管理者 (代行)						
整備管理者						
パトロール 運転従事者						

※運転管理者及び運転管理者(代行)並びに整備管理者はパトロール運転従事者を兼務する。

※パトロール実施者証の有効期間は裏面記載の受講年月日から3年間です。

パトロール運転従事者名簿

	所属課及び役職	氏名	運転免許証			実施者証
			交付年月日	番号	有効期限	受講年月日
安全運転管理者	地域課長	小林 資明	平成31年1月9日	第628406387451号	令和6年2月8日	令和3年7月19日
(代行)	地域課長代理	大宅 満	令和3年7月30日	第627903740671号	令和6年8月25日	令和3年7月19日
	地域課防犯担当係長	大藪 陽子	—	—	—	受講予定
整備管理者	地域課部門監理主任	山道 豊清	平成29年8月15日	第628802564821号	令和4年9月30日	令和3年7月19日
	地域課業務主任	尾枝 豊章	令和1年5月20日	第648700040340号	令和6年6月10日	令和3年7月20日
	地域課企画調整担当主任	山村 幸正	令和2年3月11日	第628403284610号	令和7年4月12日	令和3年7月19日
パトロール 運転従事者	地域課地域支援担当係長	森元 一仁	令和3年11月12日	第628500142780号	令和8年12月29日	令和3年7月20日
	地域課防災担当係長	次井 鄭史	—	—	—	令和3年7月19日
	地域課係員	山崎 健弘	—	—	—	令和3年7月20日
		高岸 美和	令和3年12月7日	第629511760661号	令和8年12月28日	令和3年7月20日
		野本 吉彦	平成30年5月14日	第629411006220号	令和5年6月14日	令和3年7月19日
		寺山 叔秀	令和4年3月25日	第627700069753号	令和7年5月14日	令和3年7月20日
		吉田 正明	平成29年9月20日	第629402925441号	令和4年11月18日	令和3年7月19日
		井上 伸次	令和3年6月11日	第628913214440号	令和8年8月6日	令和3年7月20日
		山口 孝信	平成29年4月25日	第629008548331号	令和4年6月14日	令和3年7月20日
		川原 崇汰	令和1年8月11日	第911700346310号	令和4年9月1日	令和3年7月20日
		東森 慶子	平成30年1月17日	第629407181000号	令和5年3月13日	令和3年7月20日
		黒田 啓太	令和3年12月1日	第620109461021号	令和9年1月25日	令和3年7月19日
		菊池 陽介	平成30年12月5日	第629701331651号	令和5年12月8日	令和3年7月20日
		葛城 紗也加	令和2年8月26日	第621802870060号	令和5年9月27日	受講予定

※運転管理者及び運転管理者(代行)並びに整備管理者はパトロール運転従事者を兼務する。

※パトロール実施者証の有効期間は裏面記載の受講年月日から3年間です。

## 運行記録簿兼業務（外勤）報告書

【様式1】

従事日	令和 年 月 日曜日 天候				総距離数	km
従事時間	: ~ :		距離	km ~		km
従事者	運転者	同乗者			免許証 確認者	巡回 エリア
アルコールチェック（運転前）					確認者	
従事者						
数値						
健康チェック（運転前）					確認者	
従事者						
体調						
アルコールチェック（運転後）					確認者	
従事者						
数値						
【特記事項】						
従事時間	: ~ :		距離	km ~		km
従事者	運転者	同乗者			免許証 確認者	巡回 エリア
アルコールチェック（運転前）					確認者	
従事者						
数値						
健康チェック（運転前）					確認者	
従事者						
体調						
アルコールチェック（運転後）					確認者	
従事者						
数値						
【特記事項】						

※運行記録簿兼業務（外勤）報告書は**安全運転管理者**が管理し、車両運行前に確認項目を実施し運転従事者に手渡すこと。  
 ※運転従事者は従事後、速やかに運行記録簿兼業務（外勤）報告書に必要事項を記入し**安全運転管理者等**に手渡すこと。  
 ※巡回エリアA・Bについては、別紙巡回エリア図に基くこと。

## 大阪市住吉区役所 青色防犯パトロール用自動車整備運行管理要綱細則

大阪市住吉区役所 青色防犯パトロール用自動車(以下、「パトロール用自動車」という。)の運行に際しては、道路交通法等その他関係法令を遵守するとともに、次の事項を厳守すること。

### (使用の範囲)

1 パトロール用自動車の使用範囲は次のとおりとする。

- ① 青色防犯パトロール業務
- ② 地域安全防犯業務
- ③ 災害時緊急対応業務
- ④ その他、安全運転管理者が特に必要と認めた業務

2 1の業務で使用する場合、安全運転管理者は職員の中から指名し所定のパトロール運転従事者名簿に登録しなければならない。

3 1の業務で使用するパトロール用自動車は、整備管理者が配車するものとする。

### (拡声器の使用の制限)

4 パトロール用自動車の拡声機から発生する騒音が周辺の生活環境を損なうことのないよう努めなければならない。

### (運行手続き等)

5 パトロール用自動車を使用する場合は、青色防犯パトロール運行等予定表に基づき運行すること。

6 パトロール用自動車による、拡声器使用にあたっては、「道路使用許可申請書」を作成し、決裁終了後、2週間前までに所管の警察署に届け出て許可を得、「道路使用許可証」を常時携帯すること。(申請期間は最長一年間)

7 学校及び通学路付近においての通行禁止時間帯のパトロールについては「通行禁止道路通行許可申請書」を作成し、決裁終了後、2週間前までに所管の警察署に届け出て許可を得、「通行許可証」を常時携帯すること。(申請期間は最長一年間)

### (その他)

8 故障及び異変を感知したときは、直ちに運転を中止して点検を行い、安全運転管理者の指示に従うこと。

### (施行期日)

この要綱細則は令和4年4月1日より施行する。